

いの町で新婚生活を始める方へ・・・新婚生活を応援します！！

# 平成31年度いの町結婚新生活応援事業補助金のご案内

■ 問い合わせ 総合政策課 ☎ 893-1112

町では、少子化対策として、結婚に伴う新居となる住宅の購入費や家賃、引っ越しなどにかかった費用に対して、1世帯あたり30万円を上限に補助金を交付し、経済的に支援します。

## 対象者となる方は・・・

次の①～⑤を含むすべての要件に該当する世帯

- ①2019年4月1日～2020年2月29日の間に婚姻した世帯
- ②夫婦ともに婚姻日の年齢が34歳以下
- ③2018年中の夫婦の所得の合計額が340万円未満  
 ※所得340万円の目安・・・給与の場合、収入490～550万円程度  
 ※貸与型奨学金を返済している方は、返済額を所得から控除し計算  
 ※離職し、申請時点で無職の方は、所得0円として計算
- ④対象とする住居がいの町内にあり、夫婦の一方もしくは両方の住所が該当する住居になっていること
- ⑤いの町税・高知県税の滞納がないこと など



## 補助対象経費は・・・

2019年4月1日～2020年2月29日までに要した下記の費用

### ◇結婚を機に新たに物件を購入・賃借した費用

購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料など

### ◇引っ越し費用

引っ越し業者に支払った費用

※レンタカー等を借りて自ら引っ越しした場合や、友人等に手伝ってもらい引っ越しをした場合は、対象外

1世帯あたり  
上限30万円補助  
※予算の範囲内で補助

## 提出書類

- ◇補助金交付申請書
- ◇住民票
- ◇町税及び県税納税証明書
- ◇夫婦の所得証明書
- ◇婚姻後の戸籍謄本（婚姻届受理証明書）
- ◇補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し（領収書や契約書など） など



## 申請期間

2019年5月1日～2020年2月29日

## 菊池学園応援団募集

※①相手の良さを認める言葉や「ありがとう」という感謝の言葉が、シャワーのように降り注ぐこと。

※②ありのままの自分を受け入れ、また、相手もありのまま受け入れることができる自尊感情を育み、人とのつながりの中で、自分も相手も尊重できる心情。

■ 問い合わせ  
教育委員会事務局  
☎ 893-11922



町では、左ののぼり旗を事業所の敷地内に設置し、「ほめ言葉のシャワー」(※①)や、「ぶっくりハート」(※②)のまちづくりを推進してくださる菊池学園応援団を募集しています。